

岐阜県公報

目次

規則

岐阜県立国際園芸アカデミー授業料等に関する規則の一部を改正する規則

(農産園芸課) 六四五
ページ

告示

保安林に指定する予定である旨の通知

(治山課) 六四六

公示

落札者等に関する公示
関都市計画の図書の縦覧
岐阜都市計画の変更案の縦覧

(管財課) 六四六
(都市政策課) 六四六
(同) 六四七

規則

岐阜県立国際園芸アカデミー授業料等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年十月十五日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県規則第九十一号

岐阜県立国際園芸アカデミー授業料等に関する規則の一部を改正する規則

岐阜県立国際園芸アカデミー授業料等に関する規則(平成十五年岐阜県規則第百七号)の一部を次のように改正する。

第十一条を第十二条とし、第八条から第十条までを一条ずつ繰り下げる。

第七条第一項第二号中「第四条第一号」を「第五条第一号」に改め、同項第三号中「第四条第二号」を「第五条第二号」に改め、同条を第八条とする。

第六条を第七条とし、第一条から第五条までを一条ずつ繰り下げ、第一条の次に次の一条を加える。

(研究生の授業料等)

第二条 条例第三条の表の知事が定める額は、別表のとおりとする。

附則の次に次の別表を加える。

別表(第一条関係)

区分	入学試験料	入学金
研究生	九、八円	八四、六円

別記第一号様式から別記第四号様式までの様式中「第7条」を「第8条」に改める。
 別記第五号様式中「第9条」を「第10条」に改める。
 附則
 この規則は、公布の日から施行する。

告示

岐阜県告示第五百三十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十二年十月十五日

岐阜県知事 古田 肇

- 一 保安林予定森林の所在場所
 飛騨市宮川町菅沼字から谷四八六の二、宮川町林字溝上越六二一の二（次の図に示す部分に限る。）
- 二 指定の目的
 土砂の流出の防備
- 三 指定施業要件
 - (一) 立木の伐採の方法
 - 1 次の森林については、主伐に係る立木の伐採を禁止する。
 字から谷四八六の二・字溝上越六二一の二（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）
 - 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - 3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県林政部治山課及び飛騨市役所に備え置いて縦覧に供する。）

公示

落札者等に関する公示

岐阜県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成七年岐阜県規則第百二十号）第十一条の規定により、次のとおり落札者等について公示する。

平成二十二年十月十五日

岐阜県知事 古田 肇

- 1 購入物品及び予定数量 岐阜県庁舎で使用する電気 4,252,000kWh
 - 2 供給期間 平成22年11月1日0時から平成23年10月31日24時まで
 - 3 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
 - 4 入札公告を行った日 平成22年8月3日
 - 5 落札者を決定した日 平成22年9月17日
 - 6 落札者の氏名及び住所 東京都中央区晴海1丁目8番11号
 カニットエナジー株式会社
 営業部長 蓮下 篤
 - 7 落札金額 64,666,456円
 - 8 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
 - (一) 部局の名称 岐阜県総務部管財課
 - (二) 所在地 岐阜市数田南2丁目1番1号
- 関係市計画の図書の縦覧
 都市計画法（昭和四十二年法律第百号）第二十一条第一項の規定において準用する同

法第二十条第一項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第二十条第二項の規定において準用する同法第二十条第一項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十二年十月十五日

岐阜県知事 古田 肇

- 一 都市計画の種類及び名称
- 関都市計画下水道
- 関市公共下水道

二 縦覧場所

岐阜県都市建設部都市政策課及び関市水道部下水道課

関都市計画の図書の縦覧

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項の規定において準用する同法第二十条第一項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第二十条第二項の規定において準用する同法第二十条第一項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十二年十月十五日

岐阜県知事 古田 肇

- 一 都市計画の種類及び名称
- 関都市計画火葬場
- 2号 岐北斎苑

二 縦覧場所

岐阜県都市建設部都市政策課及び関市建設部都市計画課

岐阜都市計画の変更案の縦覧

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項の規定において準用する同法第十八条第一項の規定により、都市計画を変更したいので、同法第二十一条第二項の規定において準用する同法第十七条第一項の規定により、次のとおり当該都市計画の案

を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに岐阜県に意見書を提出することができる。

平成二十二年十月十五日

岐阜県知事 古田 肇

- 一 都市計画の種類及び名称
- 岐阜都市計画道路
- 三・二・六号 金町本郷町線
- 三・三・二十五号 美江寺小熊町線
- 三・四・二十八号 岐阜蘇原線
- 三・六・六十一号 忠節合渡橋線
- 三・五・六十二号 福光菅生線

二 都市計画を定める土地の区域

都市計画図書において表示する区域

三 都市計画案の縦覧場所

岐阜県都市建設部都市政策課及び岐阜市都市建設部都市計画課

四 縦覧期間

平成二十二年十月十五日から

同 年十月二十九日まで

五 注意事項

意見書には、氏名及び住所（法人にあつては、名称及び主たる事業所の所在地）を記載すること。

また、住所又は主たる事業所の所在地の市町村が、都市計画を定める土地の区域が存在する市町村と異なる場合は、当該都市計画の案に対して有する利害関係の内容についても記載すること。

平成二十二年十月十五日発行

発行者

岐阜県庁
岐阜市数田南一丁目一番一号

編集

各務原市テクノプラザ
—
ブイ・アール・テクノセンター